

## 監理技術者の専任義務の緩和について

令和3年3月1日

令和元年度に改正された建設業法により、これまでは一定以上の請負金額の工事に配置された場合に専任となっていた監理技術者について、令和2年10月1日以降は要件を満たした場合に限り2件まで工事を兼任することができることになりましたので、お知らせします。

### 1 監理技術者の兼任を認める要件

兼任する工事それぞれに「監理技術者を補佐する者※」を専任で配置した場合、監理技術者は2件まで兼任が可能となる。（主任技術者は本制度改正の対象外）

※ 監理技術者を補佐する者とは

配置される工事の業種について次の①②のいずれかに該当する者

- ① 一級の技士補の資格 及び 主任技術者になることのできる資格を有する者
- ② 特定建設業の営業所専任技術者になることのできる資格を有する者

### 2 手続き

- ① 兼任を希望する工事がいずれも当企業団発注工事の場合  
「監理技術者兼任届（兼監理技術者補佐選任届）」を2部及び添付書類を工事担当課へ提出してください。
- ② 兼任を希望する工事が当企業団発注工事と他の公共団体（国、県等）発注工事の場合
  - ・ 「監理技術者兼任届（兼監理技術者補佐選任届）」を1部、他の公共団体発行の「承諾書」及び添付書類を工事担当課へ提出してください。（当企業団へ申請する前に他の公共団体の承諾を受けてください。）
  - ・ 他の公共団体との兼任にあたり、当企業団の承諾書が必要な場合は「監理技術者兼任承諾申請書（兼承諾書）」及び添付書類を工事担当課へ提出してください。当企業団の兼任の要件を満たす場合は「承諾書」を発行します。

※ 様式は当企業団ホームページに掲載しています。

### 3 実施時期

令和2年10月1日から。

#### 【問合せ先】

岡山県南部水道企業団総務課

TEL 086-465-5050

FAX 086-465-5056